

事 務 連 絡
令和元年 5 月 3 0 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健指定医の新規申請に係る事務運用について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

精神保健指定医の新規申請等に係る事務については、本年 7 月 1 日申請分から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 390 号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度（昭和 63 年厚生省告示第 124 号）及び精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について（平成 30 年 12 月 6 日障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等に基づく運用が開始されることとなっております。

これに伴い、今後の新規申請の受付事務について下記のとおり連絡いたしますので、適切な運用に努めていただくとともに、特に下記 1 については、新規申請を予定している者を含めた精神保健指定医関係者に対して周知が行われるよう、広く周知徹底方お取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、下記 1 の取扱いについては、現行の通知等に基づく本年 6 月末日までの新規申請の受付事務にも適用されることを申し添えます。

記

- 1 申請書類の都道府県及び指定都市への提出期限の日（以下「提出期限日」という。）については、1 月から 6 月までを申請日（申請書類の「申請日」欄に記載された日をいう。以下同じ。）とするものについてはその年の 6 月末日とし、7 月から 12 月までを申請日とするものについてはその年の 12 月末日とする。

なお、申請者が申請書類を郵送にて提出する場合においては、提出期限日消

印有効とし、消印の日が提出期限日を超過した日である場合には、申請日が提出期限日以前の日であったとしても、当該期間の申請分として受け付けないこととする。

また、申請者が申請書類を窓口持込にて提出する場合には、提出期限日が閉庁日である場合には、提出期限日前の直近の開庁日をもって提出期限日とみなすことができるものとする。

- 2 上記取扱いにより、申請日と受付日とに乖離が生じる場合も想定されるが、受付事務がより適切に行われるよう、申請を随時受け付けられる体制を整えることが望ましい。
- 3 従来、受け付けた申請書類については、各自治体において申請書類の不足等がないかを確認のうえ進達していただいているところであるが、本年7月1日以後の申請に係る申請書類についての確認事項を列挙したチェックリストを追って送付する予定であるので、申請書類を確認する際に活用いただきたい。